

鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第27号

改正	平成17年3月22日 規則第5号	平成24年9月24日 規則第18号	令和4年11月10日 規則第57号
	平成19年3月22日 規則第32号	平成28年3月23日 規則第10号	
	平成21年3月19日 規則第5号	平成28年12月5日 規則第41号	
	平成21年12月18日 規則第19号	平成29年4月5日 規則第11号	
	平成22年5月25日 規則第11号	令和元年6月20日 規則第29号	
	平成23年12月14日 規則第27号	令和元年10月10日 規則第32号	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定める。

(学長の責務等)

第2条 学長は、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 学長はこの規則による権限の一部を法人内の職員に委任することができる。

(勤務時間の割振り)

第3条 学長は、大学の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、就業規則第31条及び第33条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(時間外勤務及び休日勤務)

第4条 学長は、職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の接受を目的とする勤務について、業務上必要と認められる場合には、所定の勤務時間以外の時間に時間外勤務を命じ、又は休日に勤務を命ずることができる。

2 学長は、職員に前項に掲げる勤務以外の勤務について、臨時又は緊急の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え、又は休日に勤務を命ずることができる。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、子を養育するため又は要介護状態の家族を介護する職員からの申出に基づき、鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則（平成16年規則第28号。以下「育児介護規則」という。）の規定により、労働時間の延長時間を制限するものとする。

(時間外勤務の休憩時間)

第5条 前条の規定による勤務を命じた場合には、1日の勤務時間が7時間45分を超えるときは、1時間の休憩時間（所定の勤務時間中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に与えるものとする。

（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）

第6条 職員が、研修又は出張等により勤務時間の全部又は一部について勤務場所以外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いときは所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

2 前項の場合において、所定の勤務時間を超えて勤務する必要がある場合には、その業務を遂行するために通常必要とされる時間を勤務したものとみなす。

（非常災害時の勤務）

第7条 学長は、災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に所定の勤務時間以外の時間に時間外勤務を命じ、又は休日に勤務を命じることができる。

2 前項の勤務を命じる場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

（休日の振替）

第8条 学長は、職員に就業規則第33条に定める休日又は第3条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は、別に定めるところにより、あらかじめ勤務時間が割り振られた日（就業規則第33条に規定する休日を除く日。）又は第3条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、別に定める期間内にある勤務日を休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（年次有給休暇の付与日数の特例）

第9条 次項に掲げる職員以外の職員であって、年の中途において新たに職員となり、又は年の中途で雇用期間が満了し退職することとなる職員の年次有給休暇は、その者の当該年の在職期間に応じて別表第1の日数欄に掲げる日数を付与するものとする。

2 次のいずれかの機関等に在職する者が学長の要請に応じ、引き続き本学の職員となった場合は、当該機関等での在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮して年次有給休暇を付与するものとする。

(1) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用職員及び特別職に属する国家公務員

(2) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人（日本郵政公社及び次号の特定独立行政法人を除く。）の職員

(3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員

(4) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に定める法人の職員

(5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条に規定する役員

（年次有給休暇の繰り越し）

第10条 年次有給休暇は、20日を超えない範囲内の残日数（第12条第1項ただし書

きによる残時間数を含む。)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(年次有給休暇の請求手続)

- 第11条 年次有給休暇は、職員が請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが、業務の正常な運営に支障が生ずると認められる場合は、他の時季にこれを与えることがあるものとする。
- 2 就業規則第37条の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、当該職員が当該付与日から前項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除する。
- 3 年次有給休暇の請求は、別に定める休暇簿により、事前に行うものとする。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由により事前に請求できなかった場合には、その事由を付して事後において行うことができる。

(年次有給休暇の単位)

- 第12条 年次有給休暇の請求単位は、1日又は半日とする。ただし、労基法第39条第4項の規定に基づく協定で定める場合には、当該協定で定める日数(5日以内)の年次有給休暇については、1時間を単位とすることができるものとし、8時間をもって1日とする。
- 2 前項で定める半日を単位とする年次有給休暇は、始業時刻から休憩時間の開始時刻まで、又は休憩時間の終了時刻から終業時刻までとする。

(病気休暇)

- 第13条 病気休暇の期間は、次に掲げる場合において職員が療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得することができるものとし、その期間は最小限度の期間とする。
- (1) 生理日の就業が著しく困難な場合
- (2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- (3) 国立大学法人鹿屋体育大学健康安全管理規程第24条別表第2に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同規則第25条の事後措置を受けた場合
- (4) 前3号以外の場合(以下「特定病気休暇」という。)
- 2 前項第4号に掲げる特定病気休暇における病気休暇の期間は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる日(以下「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。
- (1) 前項第1号、第2号及び第3号における病気休暇を取得した日
- (2) 前号による病気期間中の休日(第8条により振り替えた休日を含む。以下この条において同じ。)、病気休暇以外の休暇等により勤務しない日(1日の所定勤務時間の一部を勤務しない日を含む。)
- 3 前項、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上(当該期間における休日以外の日(以下「要勤務日」という。)の日数が3日以下である場合にあっては、その日数を考慮して当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間)の特定病気休暇を取得した職員(この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。)が、除外日を除いて連続して取得した特定病気休暇の

期間の末日の翌日から、1回の所定勤務時間のうち、次の各号に掲げる時間を除く時間のすべてを勤務した日数（第5項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を取得したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- (1) 育児介護規則に規定する育児時間の取得により勤務しない時間
 - (2) 育児介護規則に規定する介護時間により勤務しない時間
 - (3) 生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間
 - (4) 第15条第1項第8号及び鹿屋体育大学に勤務する女性職員の保護措置に関する規程（平成16年規程第3号）第5条から第7条までの規定により勤務しない時間
- 4 取得した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該取得した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
 - 5 取得した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該取得した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
 - 6 療養期間中の休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項及び前3項の規定の適用については、特定病気休暇を取得した日とみなす。
 - 7 病気休暇は、有給の休暇とする。

（病気休暇の請求手続）

- 第14条 職員は、前条の病気休暇を請求する場合には、あらかじめ休暇簿により申請し、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかった場合は、事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 2 病気休暇が1週間を超える場合は、治療期間を予定した医師の診断書を速やかに提出しなければならない。
- 3 病気休暇が長期にわたり、前項診断書に記載された治療期間を経過した場合は、さらに診断書を提出しなければならない。
- 4 長期にわたり病気休暇を取得している職員が、回復後出勤しようとする場合は、出勤の許可を受けなければならない。この場合、医師の診断書又は就業許可証明書を提出させることがある。
- 5 前項の場合において、医師につき、学長が指定することができる。
- 6 病気休暇は、1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとし、1日以外の単位で取得した当該休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を取得した日は、1日を単位とする特定病気休暇を取得した日として取り扱うものとする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、事由及び期間については次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申し出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動
 - ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援するための活動
- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚後の日後1月を経過するまでの連続する5日の範囲内の期間
- (6) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (7) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(ただし、当該職員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間)
- (9) 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの2日の範囲内の期間
- (10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であ

ると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(11) 小学校就学前の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして予防接種又は健康診断を受けさせるためのその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（その養育する小学校就学前の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(12) 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障をきたし、常時介護を必要とする状態にある次に掲げる家族の介護を行う職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 父母

ウ 子

エ 配偶者の父母

オ 祖父母、兄弟姉妹及び孫

カ 前各号以外で学長が認める者

(13) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間

(14) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間

(15) 職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年の1月から12月までの期間内における、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間

(16) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認められる期間

(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(19) 第1号から前号までの規定に準じて職員が出勤することが困難であると認められるとき 本学が特に定めた期間

2 特別休暇は、有給の休暇とする

（特別休暇の請求手続）

第16条 特別休暇は、職員が請求する時期に与えるものとする。ただし、請求された時

期に特別休暇を与えることが、業務の正常な運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、他の時期にこれを与えることがあるものとする。

- 2 特別休暇の承認を受けようとする職員は、別に定める休暇簿により、事前に学長に請求するものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に請求できなかった場合には、その事由を付して事後において行うことができる。

(病気休暇及び特別休暇の単位)

第17条 病気休暇及び特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

(年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の承認)

第18条 年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇については、学長又は学長から権限の委任を受けた者が当該休暇の承認を行うものとする。

- 2 第14条第3項の規定のほか、学長又は学長から権限の委任を受けた者が、病気休暇又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることがある。

(専門業務型裁量労働制の適用を受ける教員の勤務時間の特例)

第19条 専門業務型裁量労働制の適用を受ける教員の勤務時間については、この規則によるほか、労使協定に基づき、取り扱うものとする。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により国立大学法人鹿屋体育大学に承継された職員（以下「承継職員」という。）で、平成16年3月31日以前に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）等の規定に基づき、年次休暇、病気休暇及び特別休暇の承認を受け、当該承認された日が平成16年4月1日以降である場合は、この規則に基づく承認があったものとみなす。
- 3 承継職員の年次有給休暇の日数は、この規則の施行日の前日における勤務時間法の規定に基づく年次休暇の未使用の日数及び時間（以下「日数等」という。）とする。

附 則（平17.3.22規則第5号）

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平19.3.22規則第32号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平21.3.19規則第5号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第15条第1項第

2号の規定は、平成21年5月21日から施行する。

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における年次休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成21年における年次休暇の日数については、同年1月1日から施行日の前日までの間の半日の年次休暇の使用を4時間の年次休暇の使用とみなして得られる同日における年次休暇の残日数とする。

附 則 (平21.12.18規則第19号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平22.5.25規則第11号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平23.12.14規則第27号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平24.9.24規則第18号)

この規則は、平成24年9月24日から施行する。

附 則 (平28.3.23規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第13条及び第14条の規定は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。

附 則 (平28.12.5規則第41号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平29.4.5規則第11号)

この規則は、平成29年4月5日から施行する。

附 則 (令元.6.20規則第29号)

この規則は、令和元年6月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令元.10.10規則第32号)

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行する。ただし、改正後の第10条及び第12条第1項のただし書の規定については、令和2年1月1日から施行する。
- 2 前項に規定の第10条の施行日において、年次有給休暇に1時間未満の残時間数がある場合には、これを切り上げるものとする。

附 則 (令4.11.10規則第57号)

この規則は、令和4年11月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第9条関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第15条関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日